

昭和52年10月30日

編集と発行

第92号



広報

# かたな

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納町字嘉手納81番地  
〒904-02

☎(098976)2001・2628

## 9月の人口

区名	東	上	中	北	南	西	計
世帯	668	459	415	537	591	875	3,545
男子	1,492	925	851	1,099	1,093	1,879	7,339
女子	1,438	950	896	1,131	1,171	1,874	7,460
計	2,930	1,875	1,747	2,230	2,264	3,753	14,799



## 街路樹を大切にしましょう

緑は、町の景観をしっとりとおちつかせ、美しくするとともに、人々の心に潤いと安らぎを与えてくれます。

すこしでも町に緑をふやし、情操的生活環境の充実を図るよう努めています。

これまで水釜埋立地内や水釜通りなどの4路線に、ゆうなの街路樹(二三〇本)を植えつけてあります。みんなで大切にしましょう。

緑の色もあざやかにいっせいに芽をふき、枝葉をひろげた水釜通りのゆうな並木

# 区民待望の公民館建設

## 〓南區〓

### 来年三月完成予定

南區々民の皆さんが長い間待ちかねておりました区公民館が、同区子供の遊び場敷地に建設されることになり、このほどその工事が着工されました。



この公民館は、これまで建設されておりました西・上・東区のものと同型の鉄筋コンクリート平屋造りで内部施設は、ホール、事務室、炊事場、倉庫、トイレがあり、工事費が二、一〇万円

(国庫補助一、三五〇万円、町費七六〇万円)となっております。南區は、町内でも住家の密集している地域で、公民館敷地の確保に難渋し、その建設がおかれておりました。この敷地は近々の内に町が買取ることになっております。

この公民館の建設によって自治会運営業務を円滑にするとともに、青年会、婦人会、老人クラブなどの区内団体活動や文化活動が活発になるものと大きな期待が寄せられています。関係者では、この公民館の建設を大変喜んでおり、来年三月の完成を今や遅しと工事の進行を見守っています。

残る中区の公民館については、庁舎建設の目途づけをして、これの移転をはかり、その後(現庁舎)を中区の公民館にあてる予定であります。更に、西区第二地区公民館として、水釜埋立地内の児童公園敷地内に建設予定しています。これは、同地域内への町民の移動増加したのに対応して建設するもので、台風等の非常災害時には、海岸線沿い町民の避難所としても利用する計画です。

## 国民 だより ②〇

〈国民年金〉  
請求なしに  
受給できません  
— 五年で時効になります —

国民年金では、加入された方が老齢になったときや、病氣、けがのため障害になったとき、あるいはご主人と死別して母子家庭となつたときなどに、本人や遺族の生活の安定をはかるために、いろいろな年金を支給しています。

しかし、これらの年金は、ご本人から「裁定の請求」があつて初めて支給されます。この請求を五年以内にしないと時効によって、年金を受ける権利を永久に失いますから、くれぐれもご注意ください。

国民年金には、次のように、いろいろな給付がありますから、どれかに該当していると思われるときは、すぐに町役場国民年金係にお問い合わせのうえ、なるべく早く請求の手続きをしてください。

- 老齢年金
  - 通算
  - 老齡年金
- 六十五歳から支給

- 障害年金 障害者に支給
- 母子年金 母子家庭に支給
- 遺児年金 孤児に支給
- 寡婦年金 寡婦に支給
- 死亡一時金 被保険者の死亡時遺族に支給

## 二、六〇〇万人の国民年金

国民年金は、厚生年金保険や共済組合などに加入していない、農業や商工業などに従事している自営業、サービス業、自由業の及びを加入対象としています。またサラリーマンなどの奥さまに任意加入の途も開いています。現在、加入者は二、六〇〇万人をこえ、日本の総人口の四分の一を占めています。

加入期間は、二〇歳から六〇歳未満まで、また、被用者年金に加入している人は、退職したときから国民年金に加入しなければなりません。

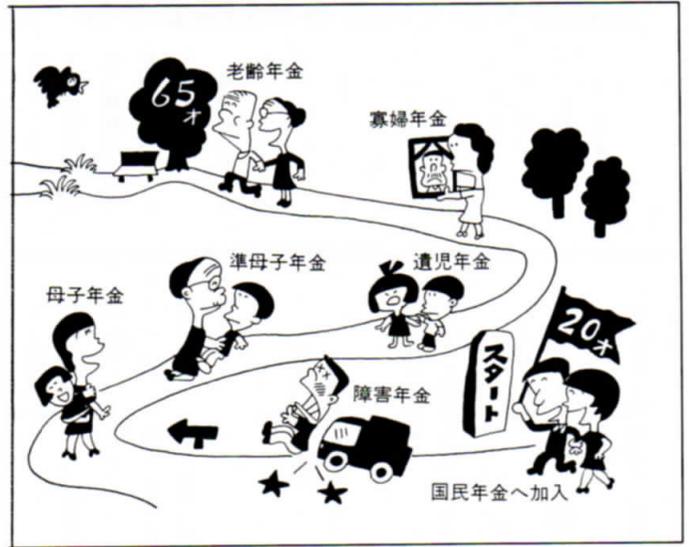
国民年金には、老齡年金、通算老齡年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金の七つの年金と死亡一時金があり老齡年金を例にとりますと、二十

五年間保険料を納めて、月額三五、五五八円、十年年金では二二、四二五円となっています。

これらの年金には、物価の上昇にあわせて引上げていくスライド制が採り入れられて、いわゆる「目減り」がしないように考えられています。

いま、年金を受給している人は三八七万人を超えています。

保険料は定額で、月額二、二〇〇円です。生活保護を受けている人や、家計が苦しい人は、保険料



が免除される仕組みもあります。

国民年金制度は、皆さんのための年金制度です。

みんなの力で大きく育てましょう。

**福祉年金の支払いは十一月から開始**

一月支払いの福祉年金は、年末に払ってほしいというご希望に応じて、今年から十二月にお支払いいたします(受給者の請求があれば十一月からお支払いします)

# すぐできる体力づくり 栄養のバランス・休養・適当な運動

## 体力づくり国民運動

最近あなたは太りすぎたり、体力がめっきりおとろえたと感じることはありませんか。そのように感じる人のほとんどは、栄養のとりにすぎや運動不足なのです。

体力のおとろえを防ぐには、特別のことを必要としません。

たとえば、歩く距離をだんだん延ばしたり、なわ飛びや柔軟体操など、軽く汗ばむくらいの運動をするだけで十分です。

また、栄養のバランスのとれた適量の食事を規則正しくとることも、体力づくりには欠かせません。

当然のことながら、夜ふかしは禁物です。ひごろのちよつとした心がけが、体力づくりに役立ちます。

1. はじめて運動する人は、健康

1. 診断を受け、医師の指示に従ってください。
2. なるべく運動しやすい服装に着がえましょう
3. 気温、湿度が高いときは、涼しい時や涼しい場所を選んで行ってください。
4. 始める前は準備運動をしてください。
5. 必ず時計を用意してください
6. 運動後の心拍数、運動五分後の心拍数は必ず測定してください
7. 運動後はしばらく休み、シャワーを浴びるなど、身体を清潔にしてください。また、じゅうぶん休息し、疲労回復につとめてください
8. 栄養、睡眠に気をくばり、規則正しい生活をしてください。
9. 運動を楽しみながらやるようにしてください。



こんなときは  
すぐ中止を

1. 運動中、胸部に圧迫感やとつ痛などを感じたとき。
2. 強いめまい、はき気、足のもつれなどが現われたとき。
3. ひどく食欲がなくなったり、夜眠れなくなったり。
4. 運動直後の心拍数が百八十

5. 運動五分後の最大血圧が百五十以上のとき。  
 運動五分後の心拍数が百二十以上のとき。  
 十ミリHg以上のとき。

## 県勢が一目でわかる沖縄県民手帳＝只今予約募集中！

県民手帳五十三年度版を発行いたします。  
 この県民手帳は、沖縄県および県内市町村、各都道府県のがたを数字によって表わし、また日常生活に役立つ最新の資料や知識も収録してあります。  
 皆様のよき伴侶として活用して下さい。

記  
 ○ポケット判ビニールコード表紙差込み  
 ○二一〇ページ  
 ○二二〇〇  
 ○予約締切十一月下旬

## 税金の相談は

## 税務相談室へ

沖繩税務署の庁舎内に税務相談室が設置されましたので、税金の問題についてのご相談は遠慮なくご利用ください。

なお、簡単なことは電話でも相談に応じております。プライバシーについても心配がなく住所や氏名を言わなくても自由に相談が出来ます。

### 税金のことなら 何でもご遠慮なく

○ 税務相談室は、いつでも皆さんのご相談に応じています。  
 なお、簡単なことは、テレホンサービスでどうぞ。  
 ○ 苦情やご意見もお聞きしています。  
 ○ 匿名で相談でき、秘密を守ります。

### 沖繩税務署

沖繩市美里一二三五番地  
 沖繩税務署内（大船屋ビル裏）  
 電話〇九八九三一一一五  
 八・〇〇三一

沖繩国税事務所  
 税務相談室沖繩分室



### 税を知る週間

一月十二日～十二月七日

### 沖繩税務署

週間中、左記の行事が開催されますので、町民多数の方がご参加ご利用いただけますようお知らせします。

### 記 行事日程及び日時・場所

月日	時間	行事名	行事内容	実施場所
11月12日(土)	午前10時より午後5時まで	移動税務相談	イ、国税全般についての相談及び説明ロ、ポスター(資料)等の展示	沖繩市一番街
11月14日(月)	午後2時より午後5時まで	講演と青申告体験者発表	イ、局長講演ロ、青色申告体験者発表ハ、映画会	琉米視察センター
11月17日(木)	午前10時より午後5時まで	移動税務相談	イ、国税全般についての相談及び説明ロ、ポスター(資料)等の展示	宜野湾市役所 議会ホール

なお、テレビ番組で「メイコのからしと税金」の放送が、毎週土曜日午前八時四五分に放送しています。

### 「ヤミタバコ」を

なくし

たばこは町内で

買いましょう

たばこ消費税は、市町村税の大切な自主財源で市町村税に占める比重も大きく貴重な財源の一つです。

ちなみに、昭和五十一年度の本町のたばこ消費税の収入額は二、九三四万円となっており、町税に占める比重は年々高まっています。日本専売公社の調べによると県内のヤミたばこの量は、昭和五十一年度において約五億七、〇〇〇万円の莫大な金額になっています。このヤミたばこの横行は、たばこ消費税を蝕むだけでなく、民主社会のモラルにかかわる重大な問題です。

ヤミたばこをなくし、県市町村財源の確保を図るため、県外への出張、旅行の際は町内で購入したたばこを持参しましょう。

# 事業主の皆さん 退職後の生活の保障を

## 〈小規模企業共済〉制度をご利用下さい

＝小規模企業共済事業団＝

事業主の皆さんが、第一線を引

退し老後を楽しみたい、自分に万  
一のことがあったとき、経営の都  
合による工場や商店の閉鎖など：  
いろいろな場合があります。

このような事態が起つたときにそ  
なえて事業主の生活安定をはかる  
退職金制度、それが国でつくられ  
た「小規模企業共済」制度です。  
この制度の運営は、政府が出資し  
ている小規模企業共済事業団がお  
こなっています。

### 自由業の方も 加入できます

■常時使用する従業員数が二十人  
以下（商業・サービス業では五人  
以下）の個人事業主および会社、  
企業組合の役員。  
■一人あるいは家族だけで事業を  
経営している方や弁護士、開業医  
など自由業の方

### 少ない負担で 大きな安心

■掛金は月掛で最高三万円の範囲  
内で自由（最低千円で五百円きざ  
み）にきめて加入できます。加入  
後、増・減額ができます

■加入者が共済金等を受けるのは

### ①共済金 A

■個人事業主が事業をやめた時  
（死亡を含みます）

■会社、企業組合、協業組合の役  
員が、その法人の解散により役  
員をやめた時。

### ②共済金 B

■会社、企業組合、協業組合の役  
員が疾病、負傷または死亡によ  
り役員をやめた時。

■個人事業主、会社、企業組合、  
協業組合の役員が六十五歳以上  
になり、かつ、その掛金払込年  
数が十五年以上になって共済金  
を請求した時

### ③準共済金

■個人事業主が配偶者か子供にそ  
の事業の全部を譲渡した時。  
■会社、企業組合、協業組合の役  
員が、疾病、負傷、死亡、また  
は解散以外の理由で退職した時  
※これに加入しますと、掛金は課  
税対象から控除されるほか、貸  
付制度もあります。

くわしいことは、左記にお問  
い合せてください

県労働商工部  
中小企業課

電 六六一二三四三（代）

## オートバイの

## 自賠責保険加入促進について

### 沖縄開発庁沖縄総合事務局

#### 一、自賠責保険とは

オートバイを保有する人は、す  
べて自動車損害賠償責任保険に加  
入するよう法律で義務づけられて  
います。

これは、オートバイの交通事故  
で、人身に被害が生じた場合、被  
害者が短期間に保険金が受けられ  
るよう国が監督している保険制度  
です。

保険金は  
(1)死者一人につき 一、五〇〇  
万円まで  
(2)負傷者一人につき 一〇〇万  
円まで

(3)後遺障害がある場合 一五六万  
円から一、五〇〇万円まで

保険料は、車種別に決められ  
保険期間は二年もので、次の  
表のようになっています。

軽二輪車 (排気量250cc以下)		原動機付自転車 (排気量250cc以下)	
本島	離島	本島	離島
二、〇〇円	一、〇〇円	四、〇〇円	三、〇〇円

二、自賠責保険に加入しないのでオ  
ートバイを運行してはいけません  
これに違反すると、懲役または  
罰金刑に処せられます。

保険に加入していても、自賠責  
保険証明書をオートバイに備え付  
けていないと法律違反になります  
ナンバープレートの左上部にステ  
ッカー（保険標章）を貼らなけれ  
ばなりません

三、詳しいことは、損害保険会社  
か町農協へお問い合わせください

沖縄総合事務局運輸部

陸運第一課

電 〇九八八―五四一―〇〇六一

# ご存知ですか？ 人権擁護委員を

## —那覇地方法務局—

人権擁護委員は、住民のなかから人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を市町村長が推せんし、法務大臣が委嘱した方です。

現在、全国に約一〇、五〇〇名（沖縄県に約一六〇名）の人権擁護委員がいますが、嘉手納町にはつぎの方々がなっておられ、いわば「人権の番人」ともいわれたいです。

人権擁護委員の主な仕事は、わたくしたちの人権が犯されないように監視し、もし、人権を犯された人がいた場合には、相談相手になって、これを救済したり、人々の間に正しい人権の考え方を広めたりしています。

このようにして、人権擁護委員は昨年中に全国で約一五〇、〇〇〇件の人権関係の相談をうけ、問題の解決にあたっています。

人権が犯されている例として、例えば

○子供や老人が虐待されているとき

○変なうわさをたてられて名誉や信用を失ったとき

○みんなから不当な仲間はずれにされたり、不当な差別を受けたとき

○悪臭や、煤煙など公害で悩まされているとき

○クラブ活動などでリンチやシゴキを受けたとき

このほか、登記、借地、借家、離婚、扶養、相続等の問題の相談を人権擁護委員の自宅で応じています。

相談は無料でむずかしい手続も必要なく、秘密も守られますので遠慮されずにお気軽にお申出ください。

記

嘉手納町の人権擁護委員

○浜元朝孝（字嘉手納二七九）

○松堂忠仁（字嘉手納二二二—二二）  
電話三七九四）

○伊波剛（字屋良七二）

## 無料人権相談所の

### お知らせ

人権相談所（左記）では、人権問題のほか、登記、相続、扶養、離婚、借地、借家、交通事故等の問題の相談に応じております。無料でむづかしい手続もなく、秘密は厳守します。お気軽においで下さい。

記

○那覇地方法務局人権擁護課（那覇市久茂地一丁目三一八、沖縄赤十字病院裏、電話—〇九八八—三四—〇一五六）

○同右沖縄支局（沖縄市字上地—〇五五番地、コザ県税事務所西側

電話—〇九八九二—七—三二七八）

## 最新型救急車を

### 配車

このほど町消防署に最新型の救急車（写真）が配車されました。これは、財団法人日本船舶振興会から寄贈されたもので、車種はトヨタハイエースです。

この救急車は、従来のものと同型ですが内部が広くなり改良されている。内部装備として無線機、人口発生器、酸素吸入器、ベット（二台）それに手洗いがあります

## 軽自動車の

### 所有者の皆さまへ

○ 軽自動車検査証の返納届の際には、必ず検査証と車両番号標を軽自動車検査協会沖縄事務所へ返納して下さい。

これは、車両番号標の不正使用を防止するため、法的に義務づけられております。

軽自動車検査協会

沖縄事務所

### 寄附

ありがとうございます

● 九月十四日字嘉手納二八一番地 知花英夫さんから町社協、育英会、たすけあい金庫にそれぞれ十万円 計三十万円

● 九月十四日字嘉手納二五九番地 平良ナリさんから町社協へ五千元

● 九月十九日字嘉手納七五番地 知念祐助さんから町社協へ三千元

● 十月十二日字嘉手納四六四番地 岩井義信さんから町社協へ五千元

